

令和7年9月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年9月2日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時30分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）  
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 篠田 寛  
県立高校改革担当局長 田熊 徹  
副局長 田村 暢  
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎  
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克  
総務室長 宮田 一男  
行政部長 高安 賢昌  
指導部長 市川 幸春  
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫  
管理担当課長 高橋 慶吏  
行政課長 飯田 馨  
教職員企画課長 常山 敦司  
参事兼教職員人事課長 鈴木 寿則  
保健体育課長 元橋 洋介
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 9 月定例会 会議日程

日時 令和 7 年 9 月 2 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- |            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 定教第 23 号議案 | 教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則 |
| 定教第 24 号議案 | 人事案件について                               |
| 定教第 25 号議案 | 人事案件について                               |
| 定教第 26 号議案 | 人事案件について                               |

日程第 2

- |         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| 報第 11 号 | 令和 7 年度神奈川県教育委員会表彰(神奈川県学校給食優良学校等表彰)について |
|---------|-----------------------------------------|

## 教育委員会 9 月定例会 会議録

教育長                   ただいまから教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

                          本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。

                          本日の会議録署名委員ですが、吉田委員を指名させていただきますので、よろしくお願い致します。

吉田委員               (了解)

教育長                   本日の議題ですが、日程第 1 として「教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則」ほか 3 件の付議案件があります。

                          また、日程第 2 として「令和 7 年度神奈川県教育委員会表彰(神奈川県学校給食優良学校等表彰)について」の報告案件があります。

                          お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第24号議案から定教第26号議案の各案件は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第35条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員                  異議なし。

教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。

                          それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。

                          これから公開案件の審議に入るわけですが、その前に、私から一言申し上げます。本日、人事に関する案件の議案もあるところではありますが、ご案内のとおり、昨夜、教員グループが盗撮した児童生徒の画像を SNS で共有していた事件に関連しまして、新たに、本県の公立中学校教員が逮捕されました。これは極めて遺憾なことです。被害者、その関係者はもとより、県民の皆様の信頼を大きく損ねたことに、教育長として心からお詫び申し上げます。今後、捜査の状況を踏まえて、法令に従って厳正に対処していくわけですが、本県の教育への信頼回復に向けて、市町村教育委員会と一丸となって、不断の不祥事防止に取り組んでいきたいと存じます。今回、本当に怒りに震える思いですが、このような事案に対して厳正に対処していきますので、よろしくお願い致します。

                          それでは、会議規則第22条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員               それでは、日程第 1 の定教第23号議案に入ります。

教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部  
を改正する規則

説明者 常山教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル01の定教第23号議案「教育関係職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

1/6ページをご覧ください。下段の提案理由に記載のとおり、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の改正に伴い、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例施行規則が全面改正されることから、所要の改正を行うものです。

5/6ページをご覧ください。改正する規則の概要ですが、「1 改正の趣旨」は資料記載のとおりです。

「2 改正の内容」ですが、条例施行規則が全面改正されることに伴い、本規則が準用及び読み替えを行う規定並びに、その他様式の削除等について改正を行うものです。

「3 施行期日」については、資料記載のとおりです。

6/6ページをご覧ください。本規則が準用する条例施行規則の全面改正の概要について、改めてご説明いたします。これまで条例に規定されていたものについて、改正後の条例6条に基づき、「1 条例施行規則で定める旅費の種目及び内容等」について記載のとおり、鉄道賃をはじめ、それぞれの種目が規定されました。

「2 主な改正内容」についてです。「(1) 鉄道賃」についてですが、特急料金は内国旅行の支給要件を廃止し、旅行命令権者が実態に応じて判断し、公務に特に必要な場合に支給できることとなります。「(2) 宿泊費・包括宿泊費・宿泊手当」についてです。宿泊費については、6月の教育委員会定例会において、ご報告したとおり、定額支給から、上限付き実費支給となります。包括宿泊費、宿泊手当については、資料記載のとおりです。「(3) その他」、転居費、家族移転費、航海日当、船員食料料は、資料記載のとおり支給することとなり、旅行雑費は廃止されます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

根拠法が変わるということで、実情に合わせた改正で、よろしいのではないかと思います。よろしいですか。

それでは、特にご質問がなければ、採決について教育長にお願いします。

教育長 では、ただいまの定教第23号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願い

下城委員

報第11号

説明者 元橋保健体育課長

保健体育課長

での事例紹介を依頼する予定です。

続きまして、3/7ページをご覧ください。優良学校です。横浜市立金沢小学校については、二つ目の○（丸）に記載のとおり、給食に区内産や市内産の多様な食材を取り入れており、指導に当たっては教科等との連携も図られておりました。

次に、相模原市立藤野小学校です。二つ目の○（丸）に記載のとおり、6年生が家庭科で考案した給食の提供、給食委員会児童による献立説明を給食時間に校内放送で毎日実施する等の工夫がなされておりました。

次に、藤沢市立明治小学校です。三つ目の○（丸）に記載のとおり、児童が育てた「もち米」を、児童と相談して献立を考え、収穫祭として給食で提供しておりました。

次に、逗子市立小坪小学校です。三つ目の○（丸）に記載のとおり、特産物の小坪産ワカメの種付けから収穫までを体験し、収穫したワカメを給食で提供する取組を実施しておりました。

次に、厚木市立上依知小学校です。二つ目の○（丸）に記載のとおり、収穫したもち米やさつま芋を学校給食で提供するほか、月に5回程度、市内で収穫された野菜や米、津久井在来大豆を積極的に学校給食に取り入れる等を行っておりました。

次に、開成町立開成小学校です。二つ目の○（丸）に記載のとおり、「国語とコラボ給食」や地域の行事に合わせた給食など、工夫したメニューを開発し、子どもや保護者の食への興味関心の向上及び食育指導に取り組んでおりました。

続きまして、神奈川県立鎌倉支援学校です。三丸目に記載のとおり、月1回程度、神奈川県産の食材を使用するとともに、地産地消の取組について、給食だよりや当日の配付資料等、多方面からの紹介に取り組んでおりました。

以上の特別優良学校及び優良学校の8校については、いずれも、食育指導、衛生管理、栄養管理などの面から審査基準を満たしており、また、取組が顕著で他の模範となる学校であると認められることから、被表彰校といたしました。

説明は以上です。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いします。

常陸委員            今回、表彰審査会でどのような議論があつて、特別優良の賞が決まったか、その経緯を教えてくださいませんか。

保健体育課長        食育に関する指導や工夫などといったものを点数化し、総合的に判断しまして、特に、特別優良校については少し説明もいたしましたけれども、学級活動や総合的な学習において、食育やSDGsの観点を踏まえた食に関する指導を実施している点、そして、ペア学年で会食をしていただく交流給食に力を入れている点、そういった点が他の学校と比べて優れておりましたので、特別優良学校といたしました。

常陸委員            もう一点よろしいでしょうか。表彰を受けた後に、先ほど、総合教育センターでも共有をするということではあったのですけれども、表彰校にとって、共有する以外に、何か表彰を受けたことで受けられるメリットと言いますか、どんなことになりま

すでしょうか。

保健体育課長　　当然、児童が中心になって活動しておりますので、その児童にとっての結果としての成果があると同時に、表彰式を1月に予定しておりますので、そちらでの取組を考えております。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

笠原委員　　今の話を伺いながら、食育が改めて今、注目をされてきて、学校教育を充実させていく上でも重要な役割だと認識しています。こういう取組によって、例えば、横浜市立本牧南小学校の子ども達は、具体的にどのような変化が現れているのか。この表彰に値する観点に関しては、それなりの評価を得ているものなのだけれども、結局そのことが学校経営や子ども達全体の教育活動の中に、ある程度プラスの影響が出ているからこそ、表彰に値するととらえているのですけど、具体的にそれがどのような形で、他の学校とは違って、見い出されているのかを教えてくださいませんか。

保健体育課長　　成果というか、具体的にこちらの方にもというところがあるのですけれども、かなりの資料を作っていただいていますので、そういったところでの取組の内容などが、成果として表れている部分が記載されていたりなどもあるので、そういったところを評価している形になります。

笠原委員　　結局、毎年出てきて、いろいろな視点から取り組んでいます、地産地消があります、SDGsの観点があります、交流がありますと、そういう取組は、ある意味どこの学校でも工夫をされているわけです。食育を通じて、子ども達がどのように成長しているのか、変化をしているのか、学校として、この食育を中心に据えながら学校経営を行うことによって、どんなメリットが生まれてきているのかというところが、実はすごく大事だと思います。その辺が、これだけでは、羅列をして点数化していますというところで終わってしまって、一番知りたいところが見えてこないのですけど。

保健体育課長　　横浜市立本牧南小学校については、ペア給食を行っているので、学年を超えて、高学年が低学年に指導しながら、交流しながら食事をするといったところでの成果が出ているのだろうと、予測になってしまうのですけれども、考えられるのかと思います。

笠原委員　　この取組は昭和31年から長い歴史があって、評価の観点も決まっているわけですが、食に対する認識やその重要性は時代の変化で変わってきて、それこそ、今は食育がすごく重要な役割を果たしているとする、特別優良学校がどういう点で変化が生まれてきているのかという辺りがきちんと見えるような構成にしていく必要があるのではないのかという気がしています。これだけを見ていると、どこも同じようなことやっていて、その違いがどこにあるのかというのは、先ほどの常陸委員のご指摘の説明を伺っていても分かりづらいです。特別表彰を優良校として文部科学省に推薦をさ

れていくということは、そのことによって子ども達に何らかの変化があり、学校としても、それを中心とした学校経営として充実しているところがあるのだろうと思うので、その辺りがしっかりと見えるようなところをきちんと評価していく。毎回言うのですが、長い年月がある中で、表彰規定もその辺りのところがきちんと見えるように工夫していく必要もあるのではないかという気がしましたので、よろしくお願いします。

保健体育課長      ぜひ、今後の検討として、児童の変容を評価の観点に加えるということも検討していきたいと思います。

下城委員            他にいかがでしょうか。

吉田委員            SDGsと食育は非常に大事なことだと思います。病院関係の我々は、知事がいう未病コンセプトの中で、食育は子ども達に限らず大人の部分でも非常に大事な部分だと思っています。ですから、小学校のこのくらいの時期から、その種を撒くというか、そういった知識、そういった思いが、この時期に教育されているのは、私は非常に大事なことだと思います。場合によっては、想像していくと、そういったものを学校で学んで家に帰って、お父さんお母さんと食事の際に、子どもがお父さんお母さん達に、こんなだからこんな脂っこいものは駄目だよというような会話まで広がってくれば、非常に素敵なことだと思うことと、子ども達がこういう思いで生活して、30年後、40年後に、糖尿病あるいはメタボリックシンドロームといわれるものが、未然に防げるような取組につながっていけば、素晴らしいことなのだと感想を持ちましたので、一言だけ。

下城委員            他にいかがでしょうか。

私も同じような感想なのですが、まず、前年度に3校しかなかったという中で、我々は、これはとても良い取組なので、もっとたくさん推薦してもらって、増やしてくださいということをお願いしたと思いますので、今年度は数が増えたことは、とても喜ばしいことだと思います。ありがとうございました。

それで、横浜市立本牧南小学校のペア給食に触れられたと思うのですが、私が思ったのは、5年生が近隣の幼稚園児や保育園児ともという、異校種。小1プロブレム、なかなか小学生になったときに、教室にいられない子や不登校の原因になったなどといういろいろ出てくるのですが、それを解消する意味でもとても良いことと思います。今、各委員がおっしゃったように、食育は一緒にご飯を食べるということに、子どもも大人もなくて、他人が何をどう感じているかということ学ぶ。私はずっと教員養成系大学で倫理学を教えてきましたが、倫理の基本の基本みたいなところですので、とても大事だと思っています。少し思ったのですが、ペア給食は中学校とはできないのですか。これは小学校の取組かもしれないのですが、中学校の給食化は、少し小学校の完全給食と違うのかもしれませんが、だんだん進んできていると思うので、せっかくですから中学校と。それからもう一つは、我々県教育委員会は高校ですから、高校とも地産地消ということで言えば、この地域でSDGsに根差した専門高校

がありますよね。先週、山梨県の1都9県の教育委員会の連合会へ行ってきましたけど、専門高校の魅力アップという、山梨県ですからブドウの産地なので、ブドウ作り、ワイン作りということを中心にして、中・高が連携して、ものすごく良い成果を出しているというところを見せていただきました。神奈川県は専門高校は十分魅力が伝わっているかと思うのですが、地域によっては専門高校が普通高校と違って何をやっているのかよく分からないというので、専門高校離れ、定員割れが起きているというので、定員割れを少しでもなくすために、中学生にもっともっと発信を、コミュニティスクールなどもあるわけですが、発信できないかということの中で、山梨の取組がとても良かった。だったら、課長もおっしゃったように、一緒にご飯を食べるときは、上級学年はすごくお兄さんお姉さんとして、下の面倒を見るのです。中学生は小学生の面倒を見るということで中学生が成長するし、高校生は中学生の面倒を見るということで高校生が成長する。だからぜひ、そんな機会を高校でも持てないか、作れないかという提案ですけど、いや、賞の趣旨と違いますと言われるかもしれないけど、それは縦割りの、大人の事情でしょうから、何かに向けて、せっかく中身を検討してくださるのだったら、もっともっとこれを大きくしていくというところで、考えていただけないかというのを、感想・提案含めて思いました。以上です。お願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、報告は以上とします。

次に、日程第1の定教第24号議案に入ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教職員人事課長を指定します。

（9時55分非公開の会議に入り、10時30分公開の会議に戻る）

教育長

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

## ＜非公開会議審議等結果＞

### 日程第1

#### 定教第24号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第25号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第26号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。